

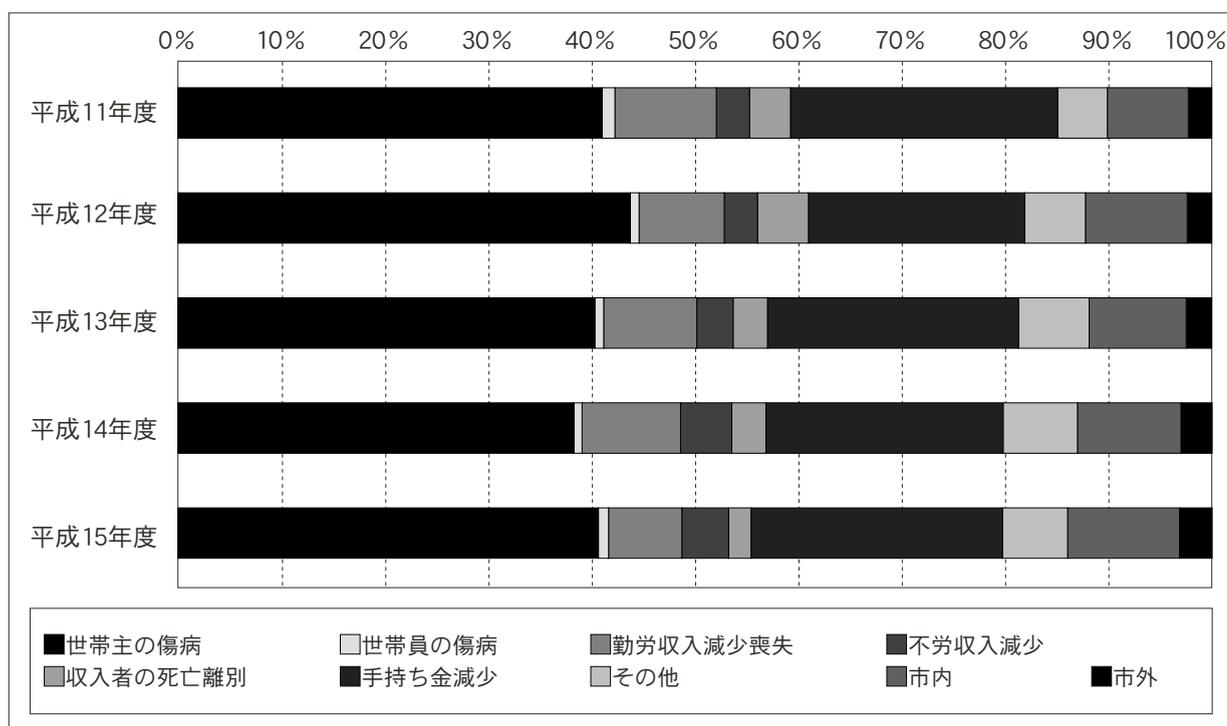
(4) 保護開始理由の推移

平成11年度から平成15年度までの保護開始理由ごとの件数と割合は、図表16のとおりである。

図表16【保護開始理由の推移（年度合計）】

(世帯数)

区 分	世帯主 の傷病	世帯員 の傷病	勤労収 入減少 喪失	不労収 入減少	収入者 の死亡 離別	手持ち 金減少	その他	他管内から転入		合 計
								市 内	市 外	
平成11年度	435	13	104	34	42	274	51	83	24	1,060
平成12年度	462	9	87	34	52	221	62	104	25	1,056
平成13年度	425	9	95	37	35	256	72	99	26	1,054
平成14年度	394	8	98	51	34	236	74	103	31	1,029
平成15年度	413	10	72	46	22	247	64	110	32	1,016
平成15年度 構 成 比	40.6%	1.0%	7.1%	4.5%	2.2%	24.3%	6.3%	10.8%	3.1%	100.0%



これによると、平成15年度の保護開始理由の第1位は世帯主の傷病(40.6パーセント)、第2位は手持ち金の減少(24.3パーセント)、第3位は勤労収入減少喪失(7.1パーセント)となっている。

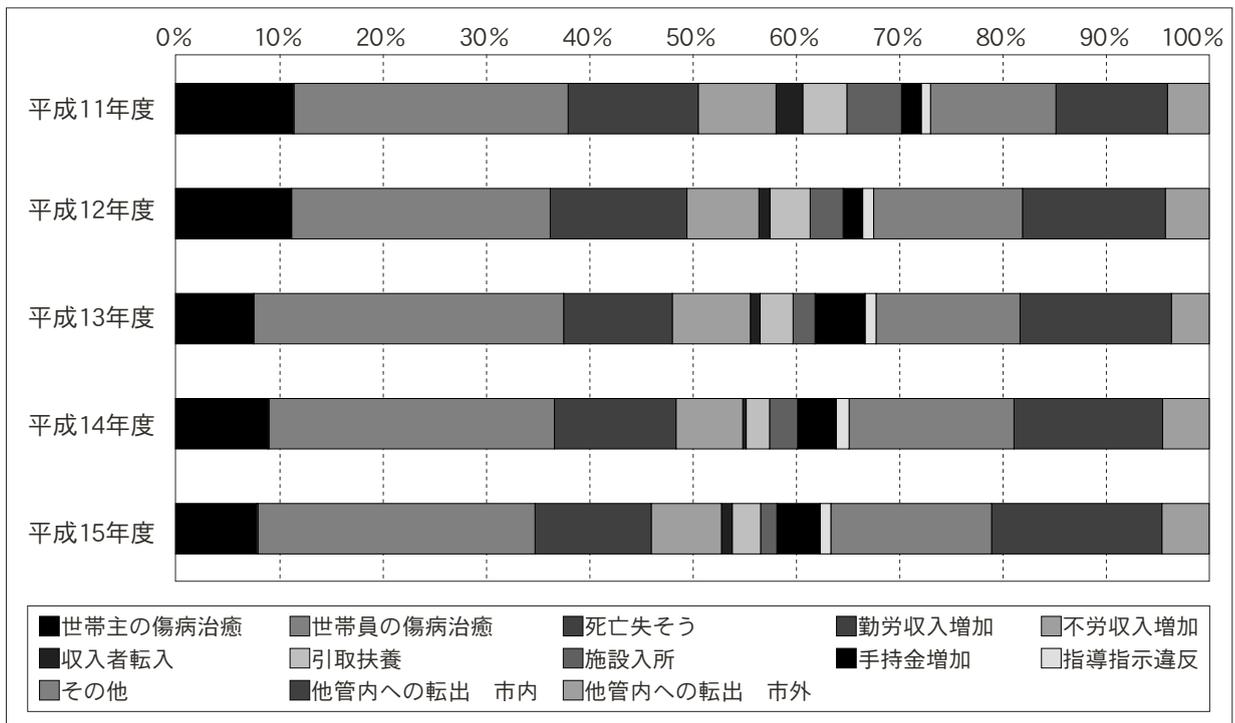
(5) 保護廃止理由の推移

また、平成11年度から平成15年度までの生活保護の廃止理由ごとの件数と割合は、図表17のとおりである。

図表17【保護廃止理由の推移】

(世帯数)

区分	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	世帯主の死亡失そう	勤労収入増加	不労収入増加	収入者転入	引取扶養	施設入所	手持金増加	指導指示違反	その他	他管内への転出		合計
												市内	市外	
平成11年度	101	1	236	112	67	23	38	47	17	8	108	96	36	890
平成12年度	95	0	212	112	59	9	33	27	16	9	122	117	36	847
平成13年度	64	0	254	89	64	8	27	18	41	9	118	124	31	847
平成14年度	79	1	244	104	57	3	20	24	33	11	141	127	40	884
平成15年度	60	1	205	86	52	8	21	12	32	8	119	126	35	765
平成15年度構成比	7.8%	0.1%	26.8%	11.2%	6.8%	1.0%	2.7%	1.6%	4.2%	1.0%	15.6%	16.5%	4.6%	100.0%

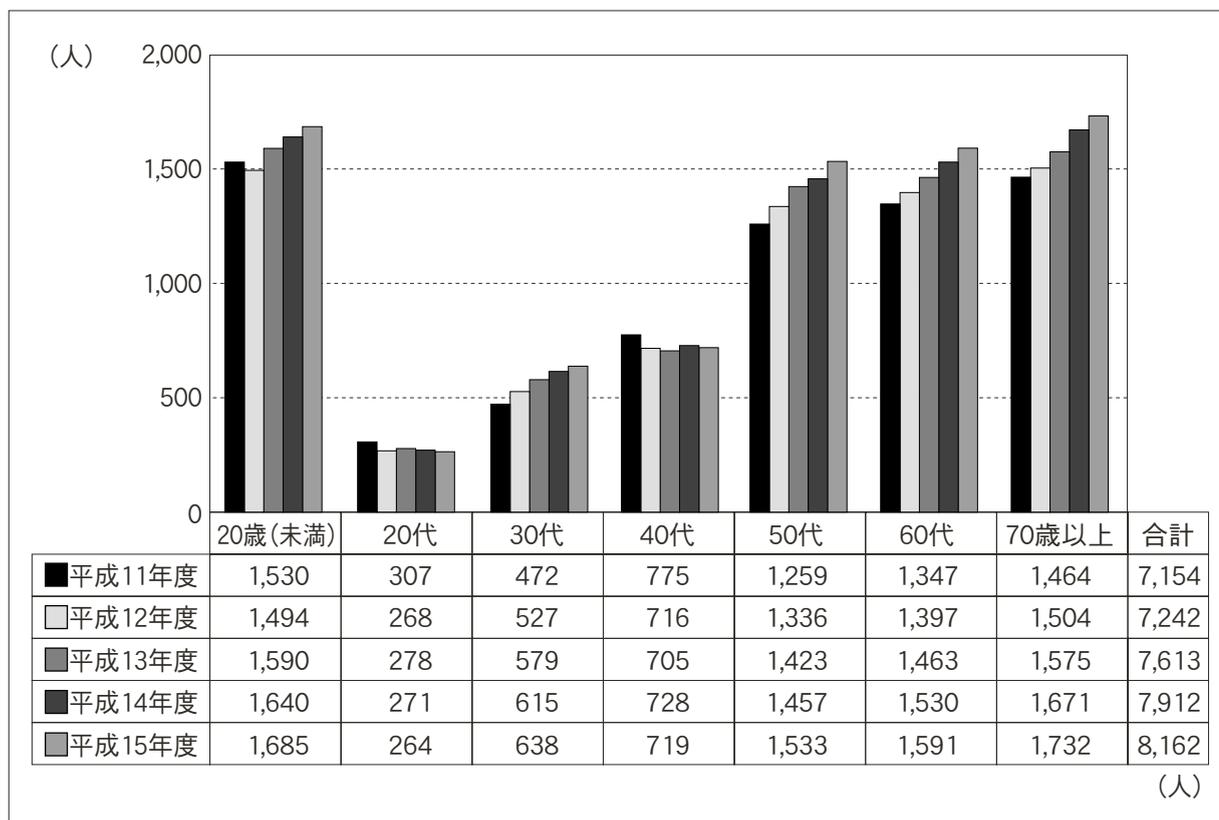


これによると、平成15年度の保護廃止理由の第1位は、世帯主の死亡、失踪(26.8パーセント)で、第2位は他管内への転出(21.1パーセント)となっており、勤労収入の増加は11.2パーセントにとどまっている。

(6) 年齢階層別被保護者数の推移

年齢階層別被保護者数の推移は、図表18のとおりである。

図表18 【年齢階層別被保護者数の推移】



これによると、20代と40代の被保護者は減少傾向にあるのに対し、30代及び50代以降の被保護者は増加傾向にあることが分かる。

30代の被保護者に対しては、特に、より一層の積極的な就労指導、就労支援対策が必要であると考えられるものである。

(7) 世帯類型別被保護世帯の推移

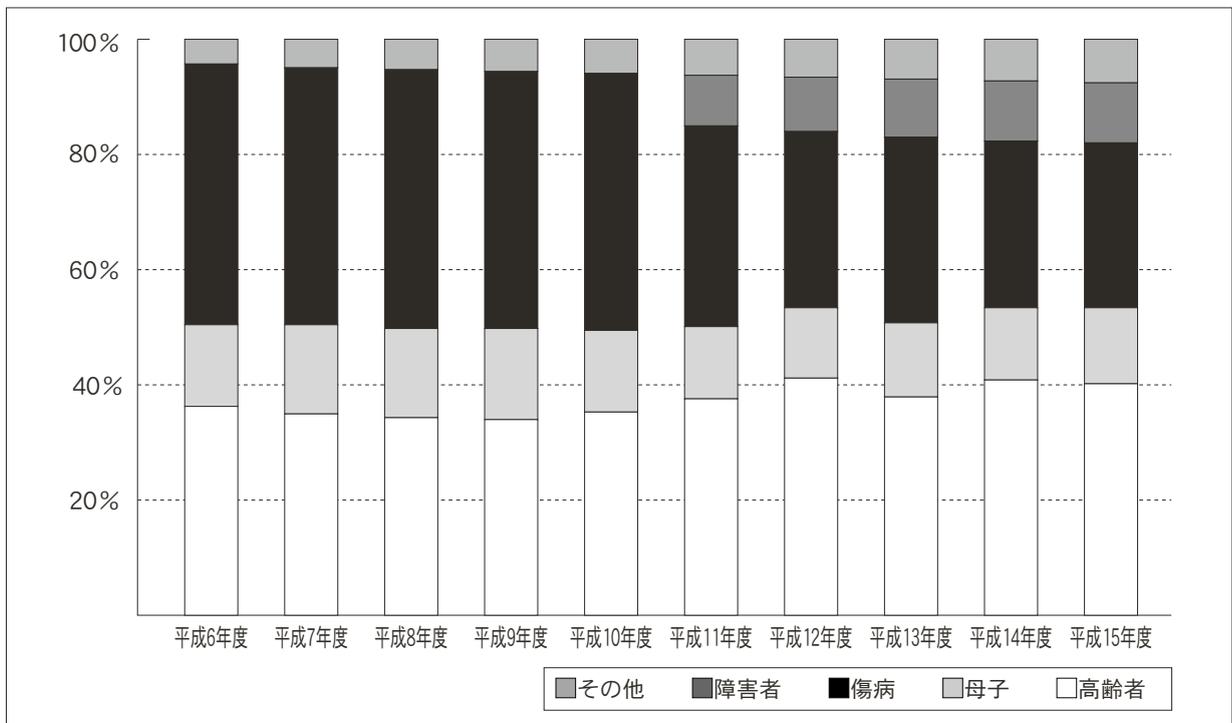
平成6年度から平成15年度までの世帯類型別の被保護世帯数とその構成比の各推移は、図表19-1、図表19-2のとおりである。

図表19-1 【世帯類型別被保護世帯（年度別月平均）の推移】

(世帯数、%)

区 分	総数		高齢者		母子		傷病		障害者		その他	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成6年度	4,288	100.0	1,611	37.6	572	13.3	1,932	45.1			173	4.0
平成7年度	4,338	100.0	1,597	36.8	545	12.6	2,008	46.3			188	4.3
平成8年度	4,389	100.0	1,610	36.7	549	12.5	2,022	46.1			208	4.7
平成9年度	4,562	100.0	1,656	36.3	574	12.6	2,094	45.9			238	5.2
平成10年度	4,749	100.0	1,772	37.3	592	12.5	2,119	44.6			266	5.6
平成11年度	4,927	100.0	1,904	38.6	609	12.4	1,667	33.8	439	8.9	308	6.3
平成12年度	5,097	100.0	2,087	40.9	623	12.2	1,589	31.2	456	8.9	342	6.7
平成13年度	5,303	100.0	2,051	38.7	662	12.5	1,672	31.5	537	10.1	381	7.2
平成14年度	5,476	100.0	2,238	40.9	672	12.3	1,590	29.0	568	10.4	408	7.5
平成15年度	5,659	100.0	2,303	40.7	686	12.1	1,638	28.9	591	10.4	441	7.8

図表19-2 【世帯類型別構成比の推移】



これによると、高齢者世帯の割合が最も高く（平成15年度は40.7パーセント）、かつ、それは増加傾向にあることが分かる。また、母子世帯は件数は増加して

割合は減少、傷病者世帯は件数も割合も減少、障害者世帯は件数も割合も増加していることがそれぞれ分かる。

## 5 現業員（ケースワーカー）

### (1) ケースワーカーの定数標準

生活保護開始の手續と就労指導等は現業員（ケースワーカー）によりなされることになる。

ケースワーカーを含む福祉事務所の所員の定数は条例で定められることになっている（社会福祉法第16条）。

岡山市職員定数条例によると、平成11年度から平成15年度までの福祉事務所の職員定数は141人となっている。

そして、岡山市のような市部においては、ケースワーカーの数は、被保護世帯の数が240以下であるときは3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数を標準として定めるとされている（社会福祉法第16条第2号）。

### (2) ケースワーカー1人当たりの担当世帯数等の推移

平成6年度から平成15年度までの各福祉事務所ごとの被保護世帯数、ケースワーカーの数、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数等は、図表20—1、図表20—2、図表20—3のとおりである。

図表20—1【各福祉事務所別の被保護世帯数(月平均世帯数)の推移】

(世帯数)

区分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成15年度 平成11年度
中央	2,129	2,149	2,193	2,311	2,598	1,974	2,057	2,148	2,222	2,292	116.1%
北	698	711	698	699	303	328	350	352	362	368	112.2%
東	1,110	1,129	1,148	1,202	1,269	1,336	1,405	1,479	1,549	1,597	119.5%
西大寺	350	349	350	351	335	286	230	197	183	192	67.0%
西					252	245	238	257	274	291	118.8%
南						759	821	875	893	929	122.4%
全体	4,287	4,338	4,389	4,563	4,757	4,927	5,101	5,308	5,482	5,668	115.0%

図表20—2【ケースワーカー数の推移】

(人)

区分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
中央	28	28	35	35	35	23	26	26	25	26
北	11	10	12	12	5	5	5	5	5	5
東	14	14	17	17	17	17	17	17	17	17
西大寺	6	5	6	6	5	5	4	4	4	3
西					5	5	4	4	4	4
南						9	9	10	10	10
全体	59	57	70	70	67	64	65	66	65	65

図表20—3【ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数】

(世帯)

区分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
中央	76.0	76.8	62.7	66.0	74.2	85.8	79.1	82.6	88.9	88.2
北	63.5	71.1	58.2	58.3	60.6	65.6	70.0	70.4	72.4	73.6
東	79.3	80.6	67.5	70.7	74.7	78.6	82.7	87.0	91.1	93.9
西大寺	58.3	69.8	58.3	58.5	67.0	57.2	57.5	49.3	45.8	64.0
西					50.4	49.0	59.5	64.3	68.5	72.8
南						84.3	91.2	87.5	89.3	92.9
全体	72.7	76.1	62.7	65.2	71.0	77.0	78.5	80.4	84.3	87.2

これによると、①生活保護世帯の全体数の増加にもかかわらず、ケースワーカーの合計数は平成8年度と平成9年度の70人をピークに、その後、平成13年度の66人から、平成14年度、平成15年度の各65人とむしろ減少していること、②ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数が毎年増加しており、平成15年度においては、ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数が87.2世帯にも上っていること、③特に、東福祉事務所のケースワーカー1人当たりの被保護世帯数は93.9世帯にも上っていること、④ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数が80世帯を切っているのは、北福祉事務所(73.6世帯)、西福祉事務所(72.8世帯)及び西大寺福祉事務所(64.0世帯)の3福祉事務所であること等が分かる。

(3) 福祉事務所の定数等の推移

また、岡山市職員定数、福祉事務所職員定数、ケースワーカー数等の推移は、図表21のとおりである。

図表21 【福祉事務所職員数推移等】

(人、世帯)

区分	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
市職員定数	6,148	6,148	6,166	6,166	6,166	6,196	6,196	6,196	6,196	6,196	6,196
福祉事務所定数	118	118	118	118	118	141	141	141	141	141	141
生活福祉係	68	66	79	79	76	73	74	75	74	74	74
ケースワーカー数	59	57	70	70	67	64	65	66	65	65	65
査察指導員数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
被保護世帯数 (4月分報告例)	4,252	4,310	4,337	4,447	4,680	4,830	4,990	5,200	5,394	5,547	5,833
ケースワーカー 1人当たり世帯数	72.1	75.6	62.0	63.5	69.9	75.5	76.8	78.8	83.0	85.3	89.7

(注1) 平成11年度 介護保険対応のため大幅に定数増加(介護サービス係)

(注2) 平成13年度 南福祉事務所でケースワーカー1名増員

(注3) 平成14年度 中央福祉事務所で老人福祉業務を介護サービス係へ移管したため、ケースワーカー数は1人減

(注4) 平成15年度 西大寺でケースワーカー1人減。中央でケースワーカー1人増。ケースワーカー全体としては増加なし

(注5) 平成16年度 中央管理係 国保連から1人派遣(定数外)。

ケースワーカー数の推移をみると、①平成8年度に老人業務が生活福祉係に移管されたときに70人に増加されたこと、②平成10年度から平成12年度にかけて1人当たりケース数が標準数を下回ったため、減員されたこと、③その後、被保護世帯数が増えたにもかかわらず、平成13年度に1人増員されただけで、平成14年度以降は65人で、増員されていないことが分かる。

#### (4) ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数等の比較

ケースワーカーの数、ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数(平成15年4月報告例数値)等を他の中核市と比較すると、図表22のとおりである。

図表22 【平成15年度の中核市のケースワーカーの数等の状況】

都市名	福祉事務所数(所)	生活保護担当係数(係)	被保護世帯数(世帯)②	ケースワーカー数(人)⑤	ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数(世帯)②÷⑤	査察指導員数(人)	就労支援相談員数(人)	面接相談員数(人)
岡山市	6	9	5,547	65	85.33	9	3	嘱託3
宇都宮	1	2	2,559	26	98.42	4	0	嘱託3
新潟市	1	5	3,776	39	96.82	5	0	嘱託1
富山市	1	1	782	8	97.75	1	0	0
金沢市	1	3	1,920	20	96	3	0	嘱託1
岐阜市	1	4(グループ)	2,163	24	90.12	3	0	嘱託1
静岡市	2	4(担当)	2,930	35	83.71	5	0	職員2
浜松市	1	3	2,097	22	95.31	5	0	職員2
堺市	6	13	10,313	90	114.58	20	6	0
姫路市	1	5	2,654	28	94.78	4	1	0
熊本市	1	12	6,656	78	85.33	11	0	職員2
鹿児島市	2	10	6,381	75	85.08	10	0	職員1・嘱託1 その他2
秋田市	1	4	3,032	31	97.80	4	0	0
郡山市	1	2	1,287	14	91.92	4(係長兼務2)	0	0
和歌山市	1	6	3,889	38	102.34	6	0	職員2
長崎市	1	9	4,696	51	92.07	8	0	職員1・嘱託2 その他1
大分市	1	7	3,802	40	95.05	6	0	職員1・嘱託3
豊田市	1	1	677	10	67.7	2	0	0
福山市	1	6(支所2)	2,685	29(支所6)	92.58	6(支所2)	0	職員3
高知市	1	8	6,239	66	94.53	11	1	職員2
宮崎市	1	7 (内管理係1 ・医療介護係1)	3,026	30	100.86	5	0	職員2
いわき市	7	7	2,335	31	75.32	7	0	0
長野市	1	1	882	11	80.18	2	0	嘱託1
豊橋市	1	1(グループ)	934	11	84.90	2	0	0
高松市	1	4	3,070	35	87.71	6	0	職員3・嘱託3
旭川市	1	10	6,319	76	83.14	10	1	職員2・嘱託2
松山市	1	10	5,316	56	94.92	8	0	職員2
横須賀市	1	3	2,201	24	91.70	4	1(非常勤)	職員2・嘱託2
奈良市	1	3	3,242	30	108.06	3	0	0
倉敷市	4	5	2,861	38	75.28	10	0	0
川越市	1	2	1,513	13	116.38	2	0	職員2・嘱託1
船橋市	1	5(班)	2,885	37	77.97	5	0	非常勤2
相模原市	2	2	3,080	42	73.33	6	0	0
岡崎市	1	2	630	9	70	2	0	0
高槻市	1	1	1,995	20	99.75	3	0	職員1

これによると、岡山市のケースワーカー1人当たりの被保護世帯数は、全国35の中核市のうちの23番目となっており、中核市の中では低い方の部類に入っていることが分かる。

(5) 訪問調査の格付け

ケースワーカーは生活保護が適正に実施されているかを調査するため、生活保護世帯の訪問を行っており、この訪問については、年12回以上訪問することとされているAケースから年1回以上訪問することとされているEケースまで5つのケースに格付けされている。

具体的には、保護開始時に各福祉事務所長が図表23の岡山県生活保護事務処理指針の「ケース分類及び現業活動基準」に基づきAからEの格付けを決定し、継続ケースについても、生活状況に変化があれば、その都度、各福祉事務所長がケース格付けの見直しの決定を行っているものである。

Aケースは、「ケース分類及び現業活動基準」によれば、①独居又は寝たきり老人及び障害の程度が重度の障害者で介護者等がなく、常時状況把握が必要なケース、②世帯員の日常生活上の行動に特に問題があるケース、③稼働能力がありながらそれを十分活用していないケース、④稼働の実態把握が困難なケース、⑤療養態度が極めて悪く指導が必要なケース、⑥病状把握が困難なケースとされている。

図表23【ケース分類及び現業活動基準】

A (年12回以上)	B (年6回以上)	C (年4回以上)	D (年2回以上)	E (年1回以上)
1 独居又はねたきり老人及び障害の程度が重度の障害者で介護者等がなく、常時状況把握が必要なケース 2 世帯員の日常生活上の行動に特に問題があるケース 3 稼働能力がありながら、それを十分活用していないケース 4 稼働の実態把握が困難なケース 5 療養態度が極めて悪く指導が必要なケース 6 病状把握が困難なケース	1 独居又はねたきり老人及び障害者の世帯で介護者に欠けるなど状況把握が必要なケース 2 世帯員の日常生活上の行動に特に問題があるケース 3 療養態度が悪く指導が必要なケース 4 定期的な就労状況を把握し、収入増加の指導を要するケース 5 病状の変動が予想され、継続的に病状を把握する必要があるケース	1 扶養能力が十分ある者があり、扶養請求指導が必要なケース 2 早急に施設入所が適当と認められるケース 3 保育所措置又は家庭環境の調整により就労が可能となるケース 4 病状に比して通院日数が多いケース 5 病状回復により早期に就労可能となる等療養状況を定期的に把握する必要のあるケース 6 障害年金等の受給又は補装具等の給付等障害の程度の観察を要するケース 7 保有を容認できない資産を保有しているケース	1 生活状況に変動が予想されないケース	1 単身精神病入院ケース(世帯分離によらない者) 単身施設入所ケース(世帯分離によらない者)

平成15年度における岡山市全体と各福祉事務所ごとのAないしEのケースの各件数と割合は、図表24のとおりである。

図表24 【訪問格付け別ケース数】

(件)

区分	Aケース (1月毎)	Bケース (2月毎)	Cケース (3月毎)	Dケース (6月毎)	Eケース (12月毎)	合計	基準日
岡山市	201(4%)	56(10%)	3,011(55%)	1,308(24%)	424(8%)	5,512(100%)	平成15年
中央	105(5%)	244(11%)	1,228(55%)	486(22%)	176(8%)	2,239(100%)	平成15年 6月1日
北	2(1%)	15(4%)	180(51%)	84(24%)	71(20%)	352(100%)	平成15年 8月1日
東	35(2%)	130(8%)	874(56%)	475(30%)	54(3%)	1,568(100%)	平成15年 9月1日
西大寺	6(4%)	19(12%)	81(51%)	46(29%)	8(5%)	160(100%)	平成15年 4月1日
西	15(5%)	41(14%)	165(58%)	32(11%)	31(11%)	284(100%)	平成15年 4月1日
南	38(4%)	117(13%)	485(53%)	185(20%)	84(9%)	909(100%)	平成15年 4月1日

(6) ケースワーカーの不足

平成15年度の岡山市全体の被保護世帯数は、図表20-1のとおり5,668世帯(月平均)であるところ、これをケースワーカー1人当たりの標準世帯数の80世帯で割ると、社会福祉法第16条第1項第2号に基づく適正なケースワーカーの数は約70人となる。

しかるに、岡山市の平成15年度の福祉事務所全体のケースワーカー数は65人であるから、ケースワーカーは5人不足していることになり、この不足は重大である。

また、査察指導員も厚生労働省の基準によると、岡山市の場合、標準数が12人であるところ、現状では図表21のとおり9人とどまっているので3人の不足である。

一方、岡山市においては、平成14年度から就労支援相談員3人(いずれも嘱託)、平成15年度から生活支援相談員3人(いずれも嘱託)が福祉事務所に配置されており、ケースワーカーや査察指導員の不足を実質的に補っているところである。

しかし、ケースワーカーと査察指導員の増員は、単に生活保護世帯が増加の一途をたどっていることに対応するためのほか、①生活保護費の不正不当受給を未然に防止し、かつ、事後的にも不正不当受給を可及的速やかに是正するため、②保護世帯の稼働能力を十分調査して、充実した就労指導を行うため、③これらのことにより、生活保護の目的である生活保護世帯の自立の助長を図るために、不可欠かつ急務であると考えらる。

もっとも、これらの点は単にケースワーカー等の増員のみならず、福祉事務所の組織、体制の問題、個々のケースワーカーの能力と意欲等の問題に関係するが、この点は後述する。

### 第3 生活保護費の返還と徴収

#### 1 法第63条の返還、法第78条の徴収及び法第77条第1項の徴収等

- (1) 法第63条の返還請求(資力がありながら生活保護を受けた場合の費用の返還)  
法第63条は、次のとおり規定されている。

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護実施機関の定める額を返還しなければならない。

すなわち、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給された保護費との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として、当該資力を限度として既に支給した保護費全額を返還額とすべきであるが、その取扱いが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額等を控除して返還額を決定する取扱いとされているものである。

(2) 法第78条の徴収（不正受給者の費用徴収）

法第78条は、次のとおり規定されている。

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

すなわち、被保護者には、収入、支出、その他生計の状況について届出の義務があるところ（法第61条）、故意にこれを怠ったり、又は偽りの申告をした場合など不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた場合には、保護の実施機関は、既に支給した生活保護費の全額又は一部を徴収することができるものとされているものである（法第78条）。

そして、「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合をいい、「その費用の一部」とは支給した保護費のうちの一部が不正受給である場合をいうとされているので、法第78条に基づく徴収額は不正受給額全額を徴収決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量はないものである（生活保護手帳別問答集285頁）。

(3) 法第77条第1項の徴収（扶養義務者からの費用の徴収）

法第77条は、次のとおり規定されている。

- 1 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。
- 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

すなわち、民法に定める扶養義務者の扶養は、生活保護に優先して行われるものであるが（法第4条第2項）、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないことが規定されているところ（法第4条第3項）、

扶養義務者が十分な扶養能力を有しながら扶養義務を果たしていない場合、保護実施機関は扶養義務者に対して既に支給した保護費の全部又は一部を徴収できるとされているものである（法第77条第1項）。

そして、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき等は、保護の実施機関の申立により家庭裁判所がその額を定めることとされているものである（法第77条第2項）。

#### (4) 返納金

返納金とは、生活保護費の過誤支給により返還（戻入）されるべきもののうち、当該年度中に未済となったものを翌年度改めて歳入調定したものである。

保護費の返還は、遡及変更による保護費の再計算から生じたものであり、「稼働収入の収入認定による保護費の減額調整」、「居宅基準から入院基準への保護基準の変更」、「臨時的収入（転居による敷金返還金等）」が主なものとして挙げられる。

再計算の結果、逆に当初保護費算定時より保護費を多く支払わなければならない場合は、「追加支給」を行う。

「戻入」は、「追加支給」と併せて、事務上頻繁に生じる支給額の差異を調整する役割を担っているものである。

#### (5) 不正受給

生活保護費の返還と徴収は、前述のとおり、①法第63条の返還、②法第78条の徴収、③法第77条第1項の徴収、④返納金の4通りがあり、このうち、不正受給は②の法第78条による徴収である。

## 2 返還金、徴収金等の金額、件数の推移

### (1) 法第63条の返還金の収入状況

まず、平成6年度から平成15年度までの間の法第63条の返還金の調定額、収入額、収入未済額の各件数並びに各金額及び収入率は、図表25-1のとおりである。

図表25—1 【法第63条の返還金の収入状況】

(件、円)

区 分		現 年 分				滞 納 繰 越 分				
		調定	収入	収入未済	収入率	調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率
平成6年度	件数	197	124	73	62.94%	241	20	0	221	8.30%
	金額	43,375,257	32,367,795	11,007,462	74.62%	56,862,696	3,627,044	0	53,235,652	6.38%
平成7年度	件数	160	105	55	65.63%	308	28	0	280	9.09%
	金額	51,189,074	33,656,468	17,532,606	65.75%	64,066,241	6,145,758	0	57,920,483	9.59%
平成8年度	件数	172	102	70	59.30%	343	25	0	318	7.29%
	金額	53,862,864	41,431,890	12,430,974	76.92%	75,453,089	3,446,049	0	72,007,040	4.57%
平成9年度	件数	172	115	57	66.86%	373	36	0	337	9.65%
	金額	49,757,949	42,337,494	7,420,455	85.09%	83,288,626	4,265,780	0	79,022,846	5.12%
平成10年度	件数	197	107	90	54.31%	410	33	0	377	8.05%
	金額	86,046,736	60,438,010	25,608,726	70.24%	88,030,449	4,645,712	0	83,384,737	5.28%
平成11年度	件数	249	161	88	64.66%	434	39	0	395	8.99%
	金額	72,123,272	52,352,749	19,770,523	72.59%	107,148,952	6,197,935	0	100,951,017	5.78%
平成12年度	件数	290	185	105	63.79%	483	43	0	440	8.90%
	金額	77,310,069	47,415,258	29,894,811	61.33%	120,721,540	6,957,389	0	113,764,151	5.76%
平成13年度	件数	287	196	91	68.29%	545	44	26	475	8.48%
	金額	94,928,034	76,808,092	18,119,942	80.91%	143,570,972	8,850,084	7,104,873	127,616,015	6.49%
平成14年度	件数	416	307	109	73.80%	565	48	9	508	8.63%
	金額	96,010,624	70,072,648	25,937,976	72.98%	145,602,257	9,929,041	4,292,954	131,380,262	7.03%
平成15年度	件数	450	317	133	70.44%	616	57	61	498	10.27%
	金額	120,877,338	74,708,764	46,168,574	61.81%	156,956,038	10,699,649	14,795,914	131,460,475	7.53%

合 計	件数	2,590	1,719	871	66.37%
	金額	745,481,217	531,589,168	213,892,049	71.31%

(件、円)

区 分		現年分・滞納繰越分の合計				
		調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率
平成6年度	件数	438	144	0	294	32.88%
	金額	100,237,953	35,994,839	0	64,243,114	35.91%
平成7年度	件数	468	133	0	335	28.42%
	金額	115,255,315	39,802,226	0	75,453,089	34.53%
平成8年度	件数	515	127	0	388	24.66%
	金額	129,315,953	44,877,939	0	84,438,014	34.70%
平成9年度	件数	545	151	0	394	27.71%
	金額	133,046,575	46,603,274	0	86,443,301	35.03%
平成10年度	件数	607	140	0	467	23.06%
	金額	174,077,185	65,083,722	0	108,993,463	37.39%
平成11年度	件数	683	200	0	483	29.28%
	金額	179,272,224	58,550,684	0	120,721,540	32.66%
平成12年度	件数	773	228	0	545	29.50%
	金額	198,031,609	54,372,647	0	143,658,962	27.46%
平成13年度	件数	832	240	26	566	29.78%
	金額	238,499,006	85,658,176	7,104,873	145,735,957	37.02%
平成14年度	件数	981	355	9	617	36.52%
	金額	241,612,881	80,001,689	4,292,954	157,318,238	33.71%
平成15年度	件数	1,066	374	61	631	37.21%
	金額	277,833,376	85,408,413	14,795,914	177,629,049	32.47%

(注) 収入率＝収入÷(調定－不納欠損)

これによると、①法第63条の返還金の調定額と件数はおおむね増加傾向にあり、平成15年度の調定額は平成6年度の調定額の約2.8倍に達していること、②法第63条の返還金の滞納繰越分の調定額は、平成6年度から一貫して増加しており、平成15年度には1億5,695万6,038円にも上っていること、③平成15年度の法第63条の返還金の収入率は、現年分で61.8%、滞納繰越分で7.5%、トータルで32.5%となっており、いったん滞納繰越になるとわずかの収入率しか上げられない状況になっていること等が分かる。

また、同期間の福祉事務所ごとの法第63条の返還金の件数及び調定額の推移は、図表25-2のとおりである。

図表25-2 【福祉事務所ごとの法第63条の返還金の件数及び調定額の推移】 (件、円)

区分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計	
中央	件数	84	58	75	81	112	69	94	68	97	108	846
	調定額	14,675,280	23,484,294	19,204,797	13,245,233	47,123,947	23,496,026	21,631,690	16,377,196	18,079,746	25,360,522	222,678,731
北	件数	38	27	23	17	3	38	24	19	27	18	234
	調定額	11,834,849	6,810,819	11,418,738	2,987,559	1,186,625	7,090,457	6,272,328	3,404,987	8,935,767	10,389,960	70,332,089
東	件数	56	66	67	59	65	67	75	121	137	173	886
	調定額	14,068,326	19,368,055	22,223,998	14,105,763	32,904,195	19,224,543	17,233,548	25,286,983	27,362,318	43,251,968	235,029,697
西大寺	件数	19	9	7	15	11	9	10	15	30	18	143
	調定額	2,796,802	1,525,906	1,015,331	19,419,394	3,151,511	2,951,444	4,654,097	1,842,222	10,196,329	1,178,786	48,731,822
西	件数					6	29	19	16	33	44	147
	調定額					1,680,458	11,208,198	3,996,897	18,121,891	6,190,204	7,982,870	49,180,518
南	件数						37	68	48	92	89	334
	調定額						8,152,604	23,521,509	29,894,755	25,246,260	32,713,232	119,528,360
合計	件数	197	160	172	172	197	249	290	287	416	450	2,590
	調定額	43,375,257	51,189,074	53,862,864	49,757,949	86,046,736	72,123,272	77,310,069	94,928,034	96,010,624	120,877,338	745,481,217

これによると、法第63条の返還金については、平成15年度の件数、調定額ともに、東福祉事務所が最も多いこと等が分かる。

さらに、法第63条の決定理由別ごとの人数（開始年度別で継続中のものについて）は、図表25-3のとおりであり、平成15年度においては、生命保険解約返戻金・給付金の取得、介護保険償還金の取得、年金遡及給付金の取得等が理由になっている。

図表25—3 【法第63条決定分類別人数（継続中のもの）】

(人)

区 分	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
年金遡及給付金	7	18	14	17	25	14	12	10	13	5
交通事故補償金	6	12	10	15	15	7	15	8	9	2
生命保険解約返戻金・給付金	10	15	5	9	13	19	15	13	21	22
収入申告遅れ		8	10	5	12	5	10	13	2	2
不動産売却				1		1	1	1	5	
介護保険償還金	5	14	1	7	11	9	16	13	16	10
その他	11	11	7	19	15	20	18	15	21	13
小 計	39	78	47	73	91	75	87	73	87	54

(2) 法第78条の徴収金の収入状況

平成6年度から平成15年度までの間の法第78条の徴収金の調定額、収入額、収入未済額の各件数並びに各金額及び収入率は、図表26—1のとおりである。

図表26—1 【法第78条の徴収金の収入状況】

(件、円)

区 分	現 年 分				滞 納 繰 越 分					
	調定	収入	収入未済	収入率	調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率	
平成6年度	件数	46	10	36	21.74%	244	7	0	237	2.87%
	金額	33,513,742	3,231,910	30,281,832	9.64%	183,186,384	5,993,174	0	177,193,210	3.27%
平成7年度	件数	33	2	31	6.06%	268	17	0	251	6.34%
	金額	23,619,151	3,105,875	20,513,276	13.15%	207,346,042	5,253,271	0	202,092,771	2.53%
平成8年度	件数	39	2	37	5.13%	296	15	0	281	5.07%
	金額	28,065,604	1,585,968	26,479,636	5.65%	222,606,047	4,694,890	0	217,911,157	2.11%
平成9年度	件数	32	2	30	6.25%	347	8	0	339	2.31%
	金額	32,805,279	1,898,470	30,906,809	5.79%	255,075,623	5,940,106	0	249,135,517	2.33%
平成10年度	件数	48	11	37	22.92%	340	8	0	332	2.35%
	金額	40,981,075	2,964,531	38,016,544	7.23%	268,887,736	6,004,104	0	262,883,632	2.23%
平成11年度	件数	60	8	52	13.33%	362	11	0	351	3.04%
	金額	45,755,227	9,986,823	35,768,404	21.83%	302,019,620	10,433,197	0	291,586,423	3.45%
平成12年度	件数	53	7	46	13.21%	403	9	0	394	2.23%
	金額	33,576,372	3,335,991	30,240,381	9.94%	327,354,827	7,261,322	0	320,093,505	2.22%
平成13年度	件数	42	10	32	23.81%	440	11	23	406	2.64%
	金額	29,741,570	5,081,802	24,659,768	17.09%	350,333,886	8,219,108	15,071,702	327,043,076	2.45%
平成14年度	件数	49	6	43	12.24%	439	9	12	418	2.11%
	金額	35,537,989	3,212,187	32,325,802	9.04%	351,803,744	8,205,031	13,879,344	329,719,369	2.43%
平成15年度	件数	48	4	44	8.33%	461	14	37	410	3.30%
	金額	25,728,255	3,380,295	22,347,960	13.14%	362,045,171	8,468,948	24,192,649	329,383,574	2.51%
合 計	件数	450	62	388	13.78%					
	金額	329,324,264	37,783,852	291,540,412	11.47%					

(件、円)

区 分		現年分・滞納繰越分の合計				
		調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率
平成6年度	件数	290	17	0	273	5.86
	金額	216,700,126	9,225,084	0	207,475,042	4.26
平成7年度	件数	301	19	0	282	6.31
	金額	230,965,193	8,359,146	0	222,606,047	3.62
平成8年度	件数	335	17	0	318	5.07
	金額	250,671,651	6,280,858	0	244,390,793	2.51
平成9年度	件数	379	10	0	369	2.64
	金額	287,880,902	7,838,576	0	280,042,326	2.72
平成10年度	件数	388	19	0	369	4.90
	金額	309,868,811	8,968,635	0	300,900,176	2.89
平成11年度	件数	422	19	0	403	4.50
	金額	347,774,847	20,420,020	0	327,354,827	5.87
平成12年度	件数	456	16	0	440	3.51
	金額	360,931,199	10,597,313	0	350,333,886	2.94
平成13年度	件数	482	21	23	438	4.58
	金額	380,075,456	13,300,910	15,071,702	351,702,844	3.64
平成14年度	件数	488	15	12	461	3.15
	金額	387,341,733	11,417,218	13,879,344	362,045,171	3.06
平成15年度	件数	509	18	37	454	3.81
	金額	387,773,426	11,849,243	24,192,649	351,731,534	3.26

(注) 収入率＝収入÷(調定－不納欠損)

これによると、①法第78条の徴収金の現年分の調定額は、平成15年度は、2,572万8,255円で、平成11年度の4,575万5,227円や平成14年度の3,553万7,989円に比べて減少していること、②法第78条の徴収金の滞納繰越分の調定額は、平成6年度から一貫して増加しており、平成15年度には3億6,204万5,171円にも上っていること、③平成15年度の法第78条の徴収金の収入率は、現年分で13.1%、滞納繰越分で2.5%、トータルで3.3%となっており、いったん滞納繰越になると3%を切る極めて低い収入率しか上げられないこと、④法第78条の徴収金の過去10年間の収入率の平均(現年分)の11.5%は、法第63条の返還金のその71.3%と比較して相当低いこと等が分かる。

また、同期間の福祉事務所ごとの法第78条の徴収金の件数及び調定額の推移は、図表26-2のとおりである。

図表26—2 【福祉事務所ごとの法第78条の徴収金の件数及び調定額の推移】

(件、円)

区 分		平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	合 計
中央	件 数	6	8	7	10	10	15	22	9	12	15	114
	調定額	7,221,547	14,328,967	6,937,522	17,354,364	19,567,185	16,352,130	17,452,640	6,743,558	7,770,097	7,822,922	121,550,932
北	件 数	11	7	6	5	1	3	1	2	1	3	40
	調定額	4,583,424	4,273,317	3,444,554	2,025,906	132,000	153,815	30,000	66,660	1,328,280	398,435	16,436,391
東	件 数	25	14	24	13	27	27	19	24	11	18	202
	調定額	20,510,958	4,372,707	16,413,491	11,689,344	14,475,147	19,229,550	12,173,449	13,802,986	10,919,770	9,662,430	133,249,832
西大寺	件 数	4	4	2	4	5	6	6	5	9	4	49
	調定額	1,197,813	644,160	1,270,037	1,735,665	2,035,667	3,055,165	1,125,897	1,436,886	1,800,720	1,493,762	15,795,772
西	件 数					5	7	4	0	7	2	25
	調定額					4,771,076	4,571,927	2,657,886	0	4,198,186	1,353,093	17,552,168
南	件 数						2	1	2	9	6	20
	調定額						2,392,640	136,500	7,691,480	9,520,936	4,997,613	24,739,169
合計	件 数	46	33	39	32	48	60	53	42	49	48	450
	調定額	33,513,742	23,619,151	28,065,604	32,805,279	40,981,075	45,755,227	33,576,372	29,741,570	35,537,989	25,728,255	329,324,264

これによると、法第78条の徴収金については、平成15年度の件数、調定額ともに、東福祉事務所が最も多いこと等が分かる。

さらに、法第78条の決定理由別ごとの人数（開始年度別で継続中のものについて）は、図表26—3のとおりであり、平成15年度においては、稼働収入の無申告が最も多く、そのほか、保険金等の無申告、交通事故等に係る収入の無申告等が理由となっているものである。

図表26—3 【法第78条の徴収金の決定分類別人数（継続中のもの）】

(人)

区 分	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
稼働収入の無申告	3	6	5	3	5	12	6	8	2	4
稼働収入の過少申告			1					1		
各種年金等の無申告				1	1					
保険金等の無申告									2	1
預貯金等の無申告										
交通事故等に係る収入の無申告		1	1							1
その他	1		2	2			1	1		1
小 計	4	7	9	6	6	12	7	10	4	7

(3) 法第77条第1項の徴収金の収入状況

平成6年度から平成15年度までの間の法第77条第1項の徴収金の調定額、収入額、収入未済額の件数並びに金額及び収入率は、図表27—1のとおりである。

また、同期間の福祉事務所ごとの法第77条第1項の徴収金の件数及び調定額の推移は、図表27—2のとおりである。

図表27—1 【法第77条第1項の徴収金の収入状況】

(件、円)

区 分		現 年 分				滞 納 繰 越 分				
		調定	収入	収入未済	収入率	調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率
平成6年度	件数	21	11	10	52.38%	2	0	0	2	0.00%
	金額	908,200	454,440	453,760	50.04%	144,400	0	0	144,400	0.00%
平成7年度	件数	14	13	1	92.86%	12	6	0	6	50.00%
	金額	370,000	310,000	60,000	83.78%	598,160	188,400	0	409,760	31.50%
平成8年度	件数	0	0	0	0.00%	7	0	0	7	0.00%
	金額	0	0	0	0.00%	469,760	0	0	469,760	0.00%
平成9年度	件数	0	0	0	0.00%	1	0	0	1	0.00%
	金額	0	0	0	0.00%	20,000	0	0	20,000	0.00%
平成10年度	件数	0	0	0	0.00%	7	0	0	7	0.00%
	金額	0	0	0	0.00%	469,760	0	0	469,760	0.00%
平成11年度	件数	0	0	0	0.00%	7	0	0	7	0.00%
	金額	0	0	0	0.00%	469,760	0	0	469,760	0.00%
平成12年度	件数	2	1	1	50.00%	7	1	0	6	14.29%
	金額	534,290	180,000	354,290	33.69%	469,760	20,000	0	449,760	4.26%
平成13年度	件数	0	0	0	0.00%	7	0	0	7	0.00%
	金額	0	0	0	0.00%	804,050	0	0	804,050	0.00%
平成14年度	件数	2	0	2	0.00%	7	0	0	7	0.00%
	金額	2,226,081	402,000	1,824,081	18.06%	804,050	0	0	804,050	0.00%
平成15年度	件数	0	0	0	0.00%	9	0	0	9	0.00%
	金額	0	0	0	0.00%	2,628,131	300,000	0	2,328,131	11.41%

合 計	件数	39	25	14	64.10%
	金額	4,038,571	1,346,440	2,692,131	33.34%

(件、円)

区 分		現年分・滞納繰越分の合計				
		調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率
平成6年度	件数	23	11	0	12	47.83%
	金額	1,052,600	454,440	0	598,160	43.17%
平成7年度	件数	26	19	0	7	73.08%
	金額	968,160	498,400	0	469,760	51.48%
平成8年度	件数	7	0	0	7	0.00%
	金額	469,760	0	0	469,760	0.00%
平成9年度	件数	1	0	0	1	0.00%
	金額	20,000	0	0	20,000	0.00%
平成10年度	件数	7	0	0	7	0.00%
	金額	469,760	0	0	469,760	0.00%
平成11年度	件数	7	0	0	7	0.00%
	金額	469,760	0	0	469,760	0.00%
平成12年度	件数	9	2	0	7	22.22%
	金額	1,004,050	200,000	0	804,050	19.92%
平成13年度	件数	7	0	0	7	0.00%
	金額	804,050	0	0	804,050	0.00%
平成14年度	件数	9	0	0	9	0.00%
	金額	3,030,131	402,000	0	2,628,131	13.27%
平成15年度	件数	9	0	0	9	0.00%
	金額	2,628,131	300,000	0	2,328,131	11.41%

(注) 収入率＝収入÷(調定－不納欠損)